

# 国保のお知らせ

## ◆ジェネリック医薬品利用差額通知をお送りします

1月診療分のうち、生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病)に関する薬剤でジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が300円以上の削減効果を見込める方に通知を送送します。ジェネリック医薬品への切り替えをご希望の方は、医師や薬剤師と相談し、積極的にご活用ください。

国民健康保険課 ☎9633119154

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

## 税のお知らせ

### ◆税務署からのお知らせ

申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税について、申告・納付期限を4月16日(木)まで延長します。4月16日(木)まで(土曜、日曜日は除く)は越谷税務署庁舎で申告相談を行います。申告会場に会場を予定している方は、手洗いやマスクの着用など感染予防のための取り組みにご協力をお願いします。

閩越谷税務署 ☎965511811

### ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための令和2年度(2020年度)市・県民税の申告期限延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市・県民税の申告期限を4月16日(木)まで延長します。4月16日(木)まで(土曜、日曜日は除く)は越谷税務署庁舎で申告相談を行います。申告会場に会場を予定している方は、手洗いやマスクの着用など感染予防のための取り組みにご協力をお願いします。

閩越谷税務署 ☎965511811

### ◆医療費のお知らせをお送りします

医療機関等を受診された国民健康保険加入者へ「医療費のお知らせ(令和元年(2019年)11月・12月診療分)」を送ります。再発行はできませんので大切に保管してください。

国民健康保険課 ☎9633119154

### ◆国民健康保険税の仮徴収額決定・変更通知書をお送りします

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書

を発送します。また、2年度の国民健康保険税を年金からの特別徴収で納付される予定だった方のうち、6月以降納付方法が口座振替または納付書での支払いに変更となった方へ、仮徴収額変更通知書を4月15日(水)に発送します。

年金からの特別徴収を口座振替に変更する場合は、国民健康保険課または北部・南部出張所でご申請ください。すでに年金からの特別徴収で納付されている方も変更できます。5月29日(金)までに申請すると6月は年金からの特別徴収、7月からは口座振替に変更となります。申請

年度の市・県民税が課税となる方は、6月からお納めください。

前年の所得等の記載のある2年度(平成31年(2019年)分)の市・県民税課税証明書・非課税証明書の交付の開始は、次のとおりです。

▽給与からの特別徴収(差し引き)の方:5月15日(金)から

▽普通徴収の方:6月8日(月)から

▽公的年金から特別徴収の方:6月12日(金)から

交付の開始までは、平成31年度(30年分)が最新年度です。証明書の交付を請求する場合は、何年度の証明書が必要か、提出先等に確認してください。

閩市民税課 ☎9633119144

閩市民税課 ☎9633119144

一度申し込めば、指定した金融機関の口座から納期限の日に自動的に引き落とされ納付することが出来ます。

手続きした月の翌月の納期分

閩市民税課 ☎9633119144

閩市民税課 ☎9633119144

閩市民税課 ☎9633119144

には保険証、振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替を申し込む方のみ)が必要です。

閩国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎9633119146

平成31年度(2019年度)の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を4月15日(水)に発送します。

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

閩国民健康保険課 ☎9633119146

## 越谷市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方へ

### 令和2年度(2020年度)の人間ドック検診料助成の申請・請求は令和3年(2021年)3月31日(水)までです

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	年度年齢40歳以上で越谷市国民健康保険に加入の方	越谷市で資格を有する後期高齢者医療制度に加入の方
助成金額	令和2年度(2020年度)に受診した人間ドックの検診料に要した費用で10,000円を限度とし、1人につき1年度に1回の助成	
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がないこと</li> <li>人間ドックの検査項目に特定健康診査の基本的な検査項目を含むこと</li> <li>助成を受ける年度の特定健康診査または後期高齢者健康診査を受診していないこと</li> </ul>	
申請・請求	人間ドックを受診後、申請書、問診・確認票(国保のみ)、請求書に次の書類を添付してご申請・ご請求ください。申請書等は国民健康保険課で配布します (持ち物) 国保・後期共通…保険証、検診機関で発行された人間ドック検診料の領収証(原本)、検診機関で発行された人間ドック検診結果の写し 国保の方…世帯主の印鑑、世帯主名義の振込先口座情報 後期の方…受診者の印鑑、受診者名義の振込先口座情報	

被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険(実施年度中40歳以上の方)または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックに要した費用の一部を助成します。

\*年度内に受診結果を添付できない場合は、事前にお問い合わせください

\*助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が

被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険(実施年度中40歳以上の方)または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックに要した費用の一部を助成します。

\*年度内に受診結果を添付できない場合は、事前にお問い合わせください

\*助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が

被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険(実施年度中40歳以上の方)または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックに要した費用の一部を助成します。

\*年度内に受診結果を添付できない場合は、事前にお問い合わせください

\*助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が

被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険(実施年度中40歳以上の方)または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックに要した費用の一部を助成します。

\*年度内に受診結果を添付できない場合は、事前にお問い合わせください

\*助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が

被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険(実施年度中40歳以上の方)または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックに要した費用の一部を助成します。

\*年度内に受診結果を添付できない場合は、事前にお問い合わせください

\*助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診が

## 4月1日(水)から市立病院の診断書および差額ベッド等の料金を改定します

市立病院では、受益と負担の公平化とともに、病院経営の健全化を図るため、診断書および差額ベッド等の料金を、4月1日から改定することとなりました。詳しくは下表および市立病院ホームページをご覧ください。

対象項目	新料金 (4月1日から)	旧料金
普通診断書・死亡診断書・諸証明書	1通につき 1,500円(市内) 2,000円(市外)	1通につき 1,000円(市内) 1,500円(市外)
特別診断書・特別死亡診断書	1通につき 3,500円(市内) 4,500円(市外)	1通につき 2,500円(市内) 3,500円(市外)
特別病室を使用した場合の室料差額	使用した特別病室の種別に応じ、定める額 1日につき 特別病室A 15,000円(市内) 22,000円(市外) 特別病室B 7,500円(市内) 11,000円(市外) 特別病室C 5,000円(市内) 7,250円(市外)	使用した特別病室の種別に応じ、定める額 1日につき 特別病室A 14,000円(市内) 21,000円(市外) 特別病室B 7,000円(市内) 10,500円(市外) 特別病室C 4,500円(市内) 6,750円(市外)
セカンドオペニオン(※)相談に係る費用	1回につき相談時間30分以内は11,000円、30分を超えるときは11,000円に30分(30分に満たないときは、30分とする)ごとに5,500円を加算した額	1回につき相談時間30分以内は10,000円、30分を超えるときは10,000円に30分(30分に満たないときは、30分とする)ごとに5,000円を加算した額
死体検案料	1件につき6,500円	1件につき6,000円

(※)ほかの医療機関において診療を受けている者またはその家族等が、当該診療について主治医以外の医師から意見、説明等を聞くために行う相談のこと  
閩市立病院医事課 ☎965-4532